

第六十七回国会 大蔵委員会 議録 第十七号

昭和四十六年十二月十七日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 木野 晴夫君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

上村 千一郎君

木村 武千代君

佐伯 宗義君

中川 一郎君

坊 秀男君

三池 信君

森 美秀君

吉田 重延君

平林 剛君

堀 昌雄君

津川 武一君

總理府總務副長

官 砂田 重民君

沖繩・北方対策

庁総務部長 岡田 純夫君

大蔵政務次官

田中 六助君

大蔵省主計局次

長 吉瀬 維哉君

大蔵省銀行局長

近藤 道生君

行政管理局行政

管理官 古谷 光司君

大蔵省主計局主

計官 徳田 博美君

自治省行政局行

政課長 遠藤 文夫君

国民金融公庫総

裁 澤田 悌君

大蔵委員会調査 末松 經正君
室長

十二月二十六日

個人企業の税制改正に関する請願(麻生良方君紹介)(第三三三九号)

同(石井桂君紹介)(第三三六九号)

同(金子一平君紹介)(第三三七〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

沖繩振興開発金融公庫法案(内閣提出第四号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。

沖繩振興開発金融公庫法案を議題とし、質疑を

続行いたします。平林剛君。

○平林委員 議題は、ただいま委員長がおっしゃったことにありますが、私は、沖繩関係法案の質問

に入るにあたっては、やはり主務大臣である責任

者の出席のもとに質問を続けたいという意思を申

し上げておきたいと思うのであります。

そこできょうは、最近の金融情勢の問題につ

きまして、これに関連をしてお尋ねをいたしてい

たいと思いますので、御了承いただきたいと思

います。主務大臣である大蔵大臣もきょうはお見

えになりませんか、主として大蔵省の銀行局長

にしてお尋ねをしたいと思います。

御承知のように、最近のわが国の経済は不況の

状態にございまして、そのために経済見通しが非

常に困難であるため、資金需要の渋滞がございま

す。また、国際収支の大幅な黒字によりまして、

外為会計の巨額な散超などがございまして、わが

国の金融の情勢は緩和基調に向かつておる。私の

承知しておるところでは、四十六年度上期の資金

の状態を見ますと、約一兆八千四百十三億

円程度の資金余剰という状態にあります。昨年の

同期は約七千八百二十四億円の資金不足であつた

ということに比べますと、わずか一年の間に、こ

れだけの資金の余剰が生まれているということ

は、金融緩和もいままでも私どもが承知しておつた

日本経済史の中におきまして、まれにしかない超

緩慢基調であるということがいえるのではないだ

ろうか。そのためには、この状態におきまして、

いろいろ私どもは考えなければならぬ問題が生

まれてくるように思うのでございまして。

そこでまず初めに、この金融緩和の基調は一体

今後どうなるであろうか、その見通しはどうい

ふうにお持ちであるかという点を、最初に銀行局

長からお答えをいただきたいと思うのでありま

す。

○近藤政府委員 ただいま先生が御指摘になりま

したように、本年の金融の基調は、まさに超緩慢

の状況にあるわけでございます。そしてその原

因といたしましては、これもただいま御指摘の

ございまして、外為会計の大幅な払い超、こ

れが一月から十一月末までに百十五億ドル

前後でございまして、本年一ぱいを通じても

相当な払い超になる、これが一つの大きな緩和の

要因でございまして、したがって、将来の状態

を予想いたします場合に一番大きな要素は、この

外為の払い超が今後どうなるか、言いかえれば、

急激に外貨準備が減るといふ現象でもございま

す。再び金融は緩和基調から離れてまいるとい

うことになるわけでございますが、ただいままで

の入つてまいりました外貨の情勢その他の内容か

らまいりまして、金融の基調全体に影響するほど

の大幅な動きが、外へ流れ出すという動きがあ

うとは、ただいまのところ考えにくいわけござ

います。その意味では、緩和基調はまだ続くとい

もう一つ今後の情勢を予想いたします大きな材

料といたしましては、需要の側におきまして、資

金需要が急速に燃え上がるかどうか、この点が今

後の情勢の一つのポイントにならうかと思いま

す。現在のところ、本命の製造業設備投資につ

きまして、これは御高承のとおりかなり冷えき

たということが当たるような状況になってい

るわけでございます。非製造業の一部その他につ

きましては設備投資需要などが現在でも出てい

るわけでございますが、本命の製造業設備投資につ

きまして、そういう状況である。したがっていま

して、需要の面から見ましてもそれほど急速に緩和

基調がくずれんというところは考えられない。

以上、二面から見まして、この本格的緩和基調

は相当長続きする。いづごろまでということ

は、私も見通すことはなかなかむずかしいのでござ

います。かなり長く続くのではなからうかとい

うふうに判断をいたしておるわけでございます。

○平林委員 大体的に見通しはお話がございました

が、御承知のように、いまアメリカのニクソン大

統領の緊急措置に端を発しました世界各国の通貨

調整の問題は、急速な展開を見せようといはして

おります。新聞で伝えられるところによりまして

も、円の切り上げあるいはドルの切り下げなど、

各国通貨の多国間調整が年内にも終わることを目

ざしまして、十カ国蔵相会議が開かれ、ワシント

ンでは十六日、十七日とその話し合いが進められ

ております。大蔵大臣もその通貨調整の話し合

いが急展開する可能性があると思測しておるよう

に伝えられておるわけでありまして。円の問題がど

うなるかというところは、今後のわが国の経済にお

きまして重大な影響を与えようといはしておるわ

けでありますけれども、こうした予想される一つ

の事態に対しまして金融緩和の状況はさらにどう

う事態に直面をしたとき予想される金融行政というよりも、何があるのかということについて、お考えを承つておきたいと思ひます。

○近藤政府委員 まず第一点の国際通貨問題の決着がどうなるか、それによりまして今後の金融情勢に非常に大きな影響があるかという点でございしますが、確かに国際金融問題の決着のしかたにかんによりましては非常に大きな影響もあらうかと存じますが、ただいま予想されておりますような程度でございまして、もし落ちつくといひますれば、先ほど申し上げました、金融に与える影響という面からいいますと、ことしの一月から十一月末までに百十五億ドルの払い超がございました外為会計、またそれに伴つて蓄積されました外貨準備、これが急激な変動を生ずる、急に海外に流れ出すというような事態を起すかどうかということにかかるといひますが、私どもは現在それほど大きな影響は、国際通貨問題の決着いかんにかかわらずその面ではないのかといふふうに判断いたしております。したがって、その点からは金融緩和の大勢にはあまり強い影響は出てまいらないといひことが一つでございします。

それから第二点といたしまして、金融緩和の状況のもとで金融政策上どういふ点を考えていくかというお尋ねでございしますが、これにつきましてもは全般的緩和基調のもとにおきまして、まず貸し出し金利をできるだけ低下させているための環境整備につとめていくということが一つの着眼点であらうかと存じます。それからまた金融緩慢下におきましては、金融機関経営につきましてもかなりきびしい点があるといひ出てまいります。それらのきびしい客観情勢に十分たえ得るような経営体質、経営のしほり、そういうようなことについての指導を十分に行なつてまいりたいといふふうに考えておるわけでございします。

○平林委員 私がこれから問題を発展させたいのは、後段の今後の金融政策でどういふ問題点があるかといふことにお答えをいたさしました点でございしますが、それをひとまずおきまして、その前

にもう少しお尋ねをしておきたいと思ひます。

かりに大詰めの通貨調整によつて一つの転機が来たその場合に、現在の金融緩慢の基調といふのは、その大きな変動はないであらう、そしてまたこの緩慢の基調といふのが、急に特に外貨が移動して引き締まつてくるというようなことは考えられない、こゝろいふお話ですが、どの程度の影響があるかといひますか。つまり、私はいづれまたこれはこまかく議論しなければならぬ問題だと思ひますけれども、銀行局長としては現在の外為の散超から起きている金融緩慢、それは多少は変わつてくるであらうと思ひます。どの程度変わつてくるであらうかといふ観測、これはなかなかむずかしいことだと思ひますけれども、どの程度に見えらるるか、そのことについてひとつお聞かせをいたしたい。

○近藤政府委員 何ぶんにもまだ国際通貨問題の決着がつかないでございまして、その決着のつき方いかんによりましてたいへん変動がありましようと思ひますので、ただいまの御質問、たいへん難問でございしますが、いまの感じを言へといふお話でございしますのであつて感じを申し上げますれば、おそらくは多少のあや程度の動きでありまして、金融緩和の大勢から見ればあまり影響のない程度ではなからうか。いづれにいたしましてもこれは将来の条件がございしますので、まだ自信をもつて何とも申し上げかねますが、そういう感じを持つておる次第でございします。

○平林委員 これはあらためてまた議論をし、それによつてドル・ショック以来起きてまいりましたわが国の金融機関あるいは外為銀行を中心にした動き等については議論をしなければならぬときが来ると思ひますから、そのときまで保留しておきまして、問題は、金融政策上どういふ問題点があるかにつきましてお答えになりました貸し出し金利を低下させる環境整備をする、この点についてまず触れておきたいと思ひます。

が、第五次の公定歩合の引き下げという問題に触れまして、当時はまだ、これは白紙の状態である、白紙の状態ではあるけれども、今度実施するときは預金金利を引き下げる可能性が強いといふことを新聞記者会見で語つたといふことを、私は重視いたしておるわけであります。この問題は、わが国の経済、それから金融環境全般から見まして、従来みなこれに触れたがらなかつた。また触れることを避けた。これは私は当然だつたと思ひます。少なくともわが国の公定歩合は現在戦後最低の水準の五・二五％ですが、低下をいたしてまいりまして、今後の事態を予想いたしますと、国際的にも相当金利は低くなつてくることに、わが国はこれよりいかにどうかといふ議論はございまして、引き下げても、しかしその際に、預金金利を引き下げるというようなことを軽々しく議論するといふことは私はどうも問題があるんじゃないか。消費者物価の上昇はとにかくことしの七月、八月、九月だけを見てみても、昨年の同期に比べて七月はもう七・七％上昇しておる。八月は六・八％でございしましたが、九月は八・四％、十月はもつと上がる。こゝろいふぐあいに物価上昇は定期預金の一番率のいい一年半ものを比較いたしましたも六％でございしますから、それを上回つておる。そこへ預金の金利を下げる、その可能性が強いとかいふようなことは、私は国民の貯蓄という点から考えましてもかなり議論が出てくる問題ではないであらうかと思ひます。そこで、銀行局長としてはこの問題についてどういふ考えを持つておられるか、お伺ひをしたいと思います。

○近藤政府委員 ただいまの定期性の貯蓄、定期預金につきましては、その金利を下げるというような場合にはきつめて慎重でなければならぬし、またそういう発言も軽々にすべきではないといふ御意見、全く同感でございします。現在の情勢から見まして、消費者物価の動向その他諸般の情勢から見まして、国民の最も主要な貯蓄手段の一つでございします銀行の定期預金、金融機関の定期預金につきましては、もしそれを下げるといふような

方向で検討するといふような場合には慎重の上にも慎重でなければならぬ点、まさにただいま御指摘のとおりであると私は考えております。

○平林委員 原則的には私の意見をお認めになつておりますけれども、もしそれを引き下げる場合には慎重の上にも慎重でなければならぬといふことがつけ加えられておるわけであります。私は、大蔵省の一部あるいは日本銀行の一部におきましても、趨勢として預貯金の金利については、まあ金利全般についてもこれは長期的には引き下げであるいは自由化の方向でいかなければならぬといふ議論のございしますことは承知しております。しかし、ただいま申し上げましたようなことから考えれば、これは軽々に行なうべきでないことをはつきり申し上げておきたいと思ひます。ところが一部には、まあしかし大衆に迷惑がからぬといふことは考えられないものかといふことで、たとえば法人預金の金利を下げるというようなことだとか、定期預金の金利は据え置いておいて要求払いの預金だけを下げるというような考えはどうかであるといふような考えが一部にあると伝えられておるわけであります。しかし私は、これよりもこれを進行するといふことを仮定いたしました、いまそうでなくとももうけ過ぎている都市銀行のもうけ過ぎにかへつて水増しをするといふか、追い銭をやるといふようなことに相なりまして、中小金融機関のほうにはあまりこれはプラスにならぬといふことから考えますと、これはどうかかなと思ひますので、その点はいかがでございします。

○近藤政府委員 金利水準全般につきましても、考へ方は、先ほど先生御指摘になりましたように、国際金利の動向とか、あるいは最近における国内の産業金融中心からたゞは社会福祉といふようなものを中心とする貸し出しに次第にウェイトが移つてきつてある、そういう点を考えますと、当面、全般としての低金利が求められるといふような趣旨のお話でございましたが、そういう傾向は全体としてあらうかと存じます。ただ具体的に考

えます場合に、いまお話をございましたような銀行の収益の度合い、そういうものも十分考え、そのほか先ほどおっしゃいました消費者物価の動向、それらの点をも考え合わせ、そして慎重の上にも慎重な態度で臨むという配慮が必要であるというところは私もそのとおりであると考えております。

○平林委員 私は、将来金融機関がその使命に立つて、わが国の置かれてある経済、国民生活の使命感に燃えまして、社会資本の充実だとかあるいは国民生活重視の経済へ移っていく、そういうときにこそコストの安い資金を提供するという考へ方に徹して、その傾向が大きくなる、拡大されていく、あるいはまた拡大したという実績があればまた話は別でございますけれども、まだまだ産業投資中心の経済にございますし、そういう状況下におきまして、この措置は一体どうかなという見解を実は持つておるわけでございます。この点も私は慎重にそれこそやつてもらわなければならぬ問題だと思つております。特に不況の中で都市銀行は非常にうまくつてゐるのじゃないか。ドル・ショックでみんな青息吐息し、つぶれるものがあるという中で、都銀だけはこの九月の決算期を見ても、相当の利益をあげておるという声は町に非常に多いし、産業界からもこれは相当の批判が出てゐる点でございます。特に私も九月決算期、各都市銀行とも点検をしてみたのでありますけれども、いずれも好決算でございます。しかも奇妙に数字をよく合わせてございまして、こんなにそろそろものかと思つてございまして、中身を見ると、やはり預金の伸びがいような状態にありますし、あるいは八月のニクソン・ショックで巨額の輸出代金の流入がございまして、これがいわば定期性の預金より普通の預金としてとどまつておることから見て、かなり利益があつたといふこともうなずけるし、あるいはそれらの関係商社等が輸出の見通し等がでないまま当座とか通知預金にしてあるために、コストの安いものが入つておるといふようなことから、かなりの利益

が出てゐるというふうにはうなずけるわけでありますが、それにしても、どうも退職給与引当金の積み増しを、従来は分割をして積み増ししておつたのを、今度は二回くらいに一本にやつてしまふような形で、なるべく利益を出さぬようなくふうをしておる状態もうかがうことができます。それに私は、問題なのは、貸倒引当金の問題です。特に貸倒引当金の問題はしばしばこの大蔵委員会におきまして、本会議におきまして議論がございまして、現行の繰り入れ率は、千分の十八でしか、税金を取らぬやつが千分の十五ある、これはおかしいじゃないかということで、実際の貸し倒れというふうな状況に備へるという理屈はわかつたとしても、金融機関としては、その公共的性格から考えて、やはり不況下に太る都銀商法なんて言われぬようにするために、ある程度公共的な性格を考へて、収益の一部を税金に還元をするというふうなことを考へるのかという措置が、私は態度として必要なんじゃないか。それをなるべく利益を隠そう隠そうというふうな考え方によつて操作をするというところは、それが許された範囲内であつたとしても、私は一般からの批判を免れることはできぬと思つてあります。ですから、この際、貸倒引当金の無税繰り入れの率は、これは引き下げるとか、あるいはわれわれが主張してゐる通りに、無税をやめるとかいうような措置がやはりとりとるべきだと私は思ふのです。銀行当局としてはこれについてどういう考へを持つておられますか。

○近藤政府委員 金融機関の貸し倒れに伴います実際の償却額が、法令上定められております貸倒引当金繰り入れ率に比へましてかなり低いという状態にございまして、これは事実でございます。ただいま先生の御指摘のありましたような方向で、すみやかに貸し倒れの引き当て率を引き下げるといふ方向で処置をしたいと思つております。

ただ、金融機関におきましては幾つかの問題点はございまして、例をあげて申し上げますと、貸し倒れ償却は、金融検査官の償却証明が得られまし

た場合に限つて認められるということになつております。範囲がかなり厳格にしほられております。これが一つ。それからまた、これは公共性という見地から内部留保の充実がきつめて強い要請でございます。通常の予想をこえる貸し倒れが発生することがありまして十分に対処し得るだけの引き当て金を積んでおく必要が、特に中小金融機関などにつきましてはあるわけでございます。それから、こういう見地から統一経理基準は、先ほども御指摘のありました千分の十八まで貸倒引当金を積みこむことを義務づけているというふうなこともございまして、またさらに、いまの情勢では国際通貨不安というふうなことを背景といたしまして、これから貸し倒れ発生が増加がかなり懸念されるというふうなこともございまして、それらの点、特に中小金融機関についての点は十分に配慮しながら、御指摘のような方向ですみやかに考へたいと思つております。

○平林委員 不況の中で太り過ぎる都市銀行に比較をいたしまして、中小の金融機関は、これはまた私は別な観点から考へなければならぬ問題だと思ひます。特に先ほど局長からお話がありましたように、金融機関はきびしい情勢下にある。それに耐えるような経営体制をとらなければならぬというお話でございました。同時にまた、それに耐へ得るような行政というものも同時に配慮をせらるべき必要がある、こう思つておるわけでありまして、特に中小企業金融を担当するところの信用金庫あるいは信用組合等におきましても、コールレートの低下、あるいは貸し出し金の九割を占めるところの代理貸しが、金融緩和の状況下においてうまいかぬ深刻な状態に置かれておるわけでありまして、特にそういう意味では、それぞれが苦勞をしておるという実情は私もよく承知しておるわけでございます。

そこでまず、信用金庫等に対する金融行政の指導について、当面政府当局としてとるべき措置がございまして、相手に経営体制を締めつけるというところだけではなくて、行政の中においてもこう

した問題についてとるべき措置は何があるかというところについて、お考へがあらうたら聞かしていただきます。

○近藤政府委員 四年ほど前から唱へられ、実行をしてまいりました金融効率化行政というものの一つのねらいは、今日のような厳しい事態を予想をいたしまして、そのためにあらゆる面で効率化をはかつてまいる、そうしてその効率化された體質をもつて公共に奉仕するという目的でやられてまいつたわけでございます。たとえば信用金庫のような場合におきまして、體質強化のための内部のしぶりの改善あるいは業務提携、合併等を通ずるスケールメリットの發揮、そういうような方向を推し進めてまいつたわけでございますが、今日まさに外からは国際化、内からは金融の超緩慢という、たいへんきびしい情勢を迎へまして、そういう方向での行政を一そう推し進めると同時に、万一にも破綻がございせんように、私どももいたしましてはその点は注意深く見詰めてまいりまして、ケース・バイ・ケースで処置してまいりたいと思つてゐるわけでございます。

○平林委員 おおよその姿勢はうかがへましたが、きょうはもう一つ、信用組合の問題についてちょっと触れておきたいと思ひます。

ここでもやはり余裕金の運用は非常に困難をきわめておるというところは、私は、信用金庫の場合と同じだと思ひます。そこで、信用組合の員外預金受け入れという問題あるいは機能の拡充、こういう問題がいま痛切に叫ばれておるわけでございます。この問題は、現状におきまして放置いたしておきますと、信用組合というものが衰退し、弱いところになりまして、中小企業、いや中小企業といふよりはもっと小企業、零細企業、こういうところを担当しておる金融の陥没地帯が生まれてくるんでないだろうか。これは私は、単に中小金融機関の経営という問題を越えて、そうした小規模零細企業の金融の危機である、そしてまたドル・ショックあるいは不況、ダブルパンチを受けたこ

これらの企業の死活問題に発展をするおそれがある、こういうことを考えますと、やはりこの際信用組合の員外預金受け入れの制限緩和という点も十分考慮しなければならぬ問題ではなからうかと考えるわけでございまして、この点につきまして銀行局長のお考えをひとつ示していただきたいと思いますのであります。

○近藤政府委員 信用組合が中小金融機関といったしまして、信用金庫と同様、あるいはそれ以上のきびしい情勢に置かれておりますことは、ただいま御指摘のとおりと存じますし、特に信用組合の経営に破綻を生ずるようなことが万々一あれば、そこが陥没地帯となつてゆゆしいことになるというところもお示しのとおりであらうかと思ひます。そこで、員外預金の御提案があつたわけでございますが、員外預金の問題につきましては、第一にそれが協同組合の事業であるという点におきまして、協同組合自体のあり方をどうするかという問題があるわけでございまして、この点につきましては、中小企業政策のあり方の問題全体といたしまして中小企業政策審議会において検討されると聞いております。

第二に、今度は金融制度の中の信用組合をどう考えるか、どう位置づけるかという問題があるわけでございます。これにつきましては金融制度調査会におきまして昭和四十二年にいろいろ検討されました結果、御高承のとおり一応信用金庫、信用組合という二つの別個の制度として確認をされました。その異種の機関の間の転換を認めるということにされた経緯がございまして、

なお、かりに員外預金の規制を緩和するということの場合におきましては、今度は信用金庫との権衡からまいりまして、信用組合の設立、業務の監督、検査などにつきまして現在都道府県知事に権限が委任されております体制につきまして、根本的に見直さなければならぬような問題点もあらうかと存じます。まあこのようにいろいろ広範な問題がありますので、今後とも引き続き慎重に検討をいたしてまいりたいと考えております。

○平林委員 私は当面の緊急の課題として、特に零細企業を担当する信用金庫あるいは信用組合の状態から考えてくるべき措置を要求しておるわけでありまして、員外預金の受け入れの問題は、まあ協同組合の組織といたしまして、同じ協同組合の中でもすでに員外預金の受け入れが大幅に緩和されているところがあるわけでありまして、水産漁業関係とか農協もそのとおりでございます。また信用組合でも、大蔵省はそれは解消せよ、と、こう言つておるたてまえはございまして、現実には違つておる状態である。これをどちらかにするというのは私は一つの曲がりかどに来ておると思ひます。そしていまお話しのように、かつて金融二法の議論をいたしましたときにそれぞれの部門があつたことは事実でありまして、信用組合と信用金庫の違いをどうするかという点などもあつたと思ひます。しかし私は、かりに信用組合に員外預金を認めたとしても金庫と組合とは違つておると思ひます。たとえば員外貸し出しという点におきましては金庫と組合との間においては違ひがございまして、また監督という面でも大蔵省監督と地方公共団体の監督という点でもけじめがつくわけでありまして、私は問題は、信用組合の中には数が多いものがある。かりに員外預金を認めた場合にその検査体制がどうなるかという点が残ると思ひます。もちろん員外預金を受け入れたといふたし、直ちにそれでは信用の問題がくずれるかという点、そんなことは私はあり得ないと思ひます。それぞれの経営者は員外預金を受け入れたといふたし、直ちにそれでは信用の問題がくずれるかという点、そんなことは私はあり得ないと思ひます。その危険なところから、みずから募穴を掘ることになるわけですから、みずからの姿勢をきびしくする。しかし、それだけではなお満足できないというところから、先般預金保険のときに大蔵委員会では附帯決議をつけた例もございまして、つまり地

方公共団体から要請があつたときは大蔵省はこれに介入をして監督すべきである。私はその趣旨をさらに一歩進めるようなことを考えるその前提の上で員外預金というものを前進させるべきではないかと、こう思ひますが、重ねてひとつ御意見を伺いたい。

○近藤政府委員 ただいま信用金庫、信用組合の実情を含めまして傾聴すべき御意見を承つたわけでございますが、それらの点をも含めまして今後引き続き慎重に検討をいたしてまいりたいと思ひております。

○平林委員 自治省のほうにちよつとお伺ひしますが、私は、そのことに関連して、信用組合はいまどちらかというところと地方団体において監督しておるわけですね。私の承知しておる限りでは、その監督をする人がまあいろいろといつてはおかしき屈かたないといふような点がありはしないか、その点に支障がありはしないかという点も考えなければならぬと思ひます。ですから、私はここに一つの提案があるのですけれども、少なくとも当面この信用組合を監督するといふ体制を強化すべきである。そして監督する者もこうした事情に詳しい人を充てるべきである。少なくともそういふことにたんのうな人を選ぶとすれば五年間程度はそういうものに詳しい人をこれに充てるというくらいにきびしさがあつて、初めて信用組合の監督体制といふものは、先ほど銀行局長の言われた根本の見直しといふことが一歩前進させるための措置が備わつてくるのじゃないだろうか、こゝ思ひますのでありますけれども、そういうような体制をおとりにするといふような気持ちは、あるいはそういうことについて検討する用意があるかどうか、それをひとつお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○遠藤説明員 御質問の点お気持ちはわかるような気がいたしますわけでございますが、問題が二つございまして、一つはこの問題は、この仕事の

中身が御存じのように大蔵大臣のほうで、主務大臣のほうの所管で、そちらのほうに責任を持つておやりになつておるので、都道府県知事はいわばその指揮、監督のもとに仕事をやつておる仕組みになつております。したがひまして、そういうふうな現在の国の仕組みといたしまして、もちろん私もそのとおりでございます、その主務大臣のほうから御相談があれば中で御相談いたしますけれども、地方に対しておる指導、監督というものは主務大臣のほうでやりになつておるという仕組みになつておることが第一でございます。

第二の問題といたしまして、そのような大蔵省、主務省のほうで都道府県にいろいろ指導、監督、アドバイスをするといふことは、これはもう当然のことでございますけれども、一方これは都道府県自体の組織ないし人事の問題、自治権の問題でございます。その点につきまして国のほうがあるべきであるといふ一つの問題がございまして、そのような点も踏まえまして、私どもはこのようなたてまえにおきまして直接地方に口を出すといふことはいたしてございまして、大蔵省のほうからさういふ御相談がございすれば、その範囲内におきまして、国の内部におきまして御相談には応じた、かように考えております。

○平林委員 いま私のお話を聞いておつたわけですが、実際上は地方団体にこの監督権といふのはあるのじゃないですか。主務大臣というお話がございましてけれども、銀行局長、これはどうなんですか。私は、だからその点について、どうもその責任の所在がはつきりしないのでありますから、明確にしてもらいたい。それから私は検査体制といふものはやはりある程度見直しをして、それにふさわしい体制をとるというところが、今回のこの状況下に置かれておる信用組合の措置を進める前提であると考えておるわけでございます。そういう方向に進めなければならぬ。主管がどう

○近藤政府委員　ただいま御指摘のとおり、従来は大蔵省といたしまして一般監督権だけにとどまっております。実際の仕事は都道府県においておやりになるという状態であつたわけでございますが、この前の預金保険法の際の附帯決議の御趣旨にもかんがみまして、その後におきましては、できるだけ積極的に都道府県の行ないます検査の指導を行ないますとか、あるいは要請がございすれば、国から職員を派遣いたしまして臨検検査指導を行なり、あるいは都道府県の検査担当要員のレベルアップと申しますか、そのための研修会を催すとか、できるだけ積極的に大蔵省といたしまして出ていくようにつとめているところでございます。

○平林委員 私はこの問題については、気持ちの上では自治省のほうもよくわかつておるようです。実際上の運用の問題について私が指摘した点を、意のあるところを組んでひとつ善処をせられるように希望いたしておきたいと思つてあります。

次に私は、国民金融公庫の問題について御質問申し上げます。そろそろ年末も迫つてまいりまして、民間の金融機関はそれぞれ先月の初めに年末金融対策をきめられてまして、私の承知しておるところでは十月—十二月の貸し出し増加目標として大体合計一兆八千九百億円、昨年の実績の一兆四千五百九億円と比較いたしますと、三〇%増の年末金融対策をそれぞれ進められました。これは銀行関係でも九千四百億円、相互銀行関係でも四千億円、信用金庫関係でも五千五百億円それぞれとられてまして、政府関係機関におきましても千八百八十億円ですか、この増加を見られたわけでありまして。ところが私、政府関係機関三機関をずっと見まして、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金を見まして、どうも国民金融公庫に対する年末金融の増加というのが何にもないじゃないかという点、非常に不満なのであります。中小企業金

ところが、政府関係の三機関は千八百八十億圓であるが、一八・二％、問題のとらえ方が一番低いと言つても差しつかえない。加えて国民金融公庫は昨年と大体同額である、これは一体どういうわけなんだ。私はこういふ一八・二％、政府関係機関平均でも少な過ぎると思うのに、国民金融公庫は全く同額である。これは一体どういふわけなんだらう、この方面を担当するのはこれで十分なのか、これでいいのか、こういふ点が私はどうも釈然としない。そこできょうは總裁においでをいただきますして、この点をはつきりさせてもらいたい、こゝろ思ひ次第でございます。

○澤田説明員　ただいま御指摘の年末対策の資金についてでございますが、御承知のように、本年は一般的不況に重なりましていろいろな経済界の問題がございます。それに応じて何回か資金の増額が行なわれたわけでございます。一般不況対策として百五億円、それからいわゆるドル防衛問題に対応してわが国民金融公庫は三百五十億、これで年末に五百四十億、こういう追加が行なわれたのでございます。そういうふうに逐次資金の増加が行なわれた関係もございまして、私どもは実は年末の要求は八百六十億円要求をしてお願いをいたしましたわけですが、ただいまのような措置

○平林委員　金融公庫の総裁は八百六十億円を要求したのだけれども押えられた、こういう話でございませう。大蔵省は一体どういう考えですか。大蔵省が押えたとおっしゃった。何でこれでいいというふうに御判断なさつたのですか。

それぞれの機関につきまして、まだまだこれと
うてい十二分だというふうに私ども自身も考えて
いるわけではございません。バランスにつきまして
は、そういうような感じを持っております。

○平林委員 きようは銀行局長、ほかの答弁は私
は大体了解するけれども、いまの答弁は全く了解
できません。大体ことばもよくない。十二分だ
と思つてない。十分だと思つてないというならま
だ話とはわかるけれども、十二分だと思つてない
なというのは何事ですか。十分でないというなら
まだ話はわかるのですよ。バランスがとれてい
るというようにごときは、こんでもない話で、ち
つともバランスがとれてない。これはどうも銀行
局長の姿勢が悪い。いままでではちよつといい
と思ひま

○近藤政府委員 私どもも決してこれで十二分とは考えておりません。ただいまのような御意見があり得ることは十分私ども自身も考えておるわけでございます。ただ總裁から御答弁がございましたように、本年度の特色といたしましては、不況対策、それからいわゆるドル・ショック対策、それから年末対策、例年と違ひまして三度にわたる追加が行なわれまして、しかもドル・ショック対策、不況対策というより特別な観点からの追加が三機関に対して行なわれたわけでございます。したがいましては、これらの資金の三機関への配分につきましては、それぞれの資金におきますドル・ショックならドル・ショックに依じての資金需要の性格、あるいはまた不況対策なら不況対策に依ずる資金の性格、それらの資金需要の性格と、それから三公庫の特性と申しますか、たとえば生業資金を主とする国民金融公庫あるいは設備投資資金供給を主とする中小公庫あるいは組合金融を主といたしまする商中といった三機関のそれぞれの性格を一方に考えまして、その両者のコンビネーションによりまして、それぞれの段階における資金の配分をいたしております。三機関の間に於ける配分はまあまあ性質から見まして、三度累計いたしますれば大体この辺が一番バランスのとれたところであらうかと考えております。ただ、

したけれども、これでは全然話にならぬ。いいですか。私はおとといの委員会で「国民金融公庫の現状」というのを読んでみた。これを見ても、銀行局長、十月の現状を見ても、公庫の申し込みは昨年の九月同期に比較をいたしまして、申し込みでも八%ふえている。金額でいえば二〇・八%の状態になっている。十一月の現状を見ると、十月でも申し込みは前年同月比の四・四%、金額にしても一五・九%伸びている。十月・十二月の年末金融はとんとんでいいなんという考え方はどこから出てきたのですか。私たちは「国民金融公庫の現状」というのを見てもらしたら、そして資金需要、国民金融公庫を利用する階層の動きを見ながらそれに対応する金融の措置をとるといふのが、これが十分な措置とまでいかなくとも、まあ最低の努力でなきゃならぬ。とんとんじゃありません。わざわざこういふ現状を出してその実情をわれわれに知らしておきながら、それでバランスがとれているとか、十二分ではないがなんといふのはちょっと伺えないです。大体貸し付け金額を国民金融公庫の調査で見ると、昭和四十五年、一件平均の申し込みが百三十八万円だ。貸し付け金額の一件平均を見ると百十万円だ。だから、申し込み金額に対する貸し付け金額の割合は七〇%じゃありませんか。それでどうして十二分ではない

りするかもしれないが、私、一応資料要求しました。調べてみた。住宅金融公庫は、昭和三十年に四百二十五億円であった。十五年後には九百七十二億円になっておるから、二倍程度ふえておる。国民金融公庫は十五年間ほりつぱなしである。住宅のほうには、まあいろいろ問題についてやるというところは悪いことじゃありませんから、積極的にやりになることはけっこうです。しかし、国民金融公庫は同じである。農林漁業金融公庫、昭和三十年は四百九十二億円であった。いまは千七百二億円である。三倍以上ふえておる。これもまことにけっこうである。もつとふえたほうがなおよろしい。中小企業金融公庫、昭和三十年に二百四十一億円であった。これはいま二百五十二億円。伸び方が足りない、もつとふやすべきである。日本輸出入銀行、昭和三十年にこれは三百五十億円、いまは四千四百八十三億円、これは何倍になつてゐるのですか、計算ができません。日本開発銀行は、昭和三十年、二千三百三十九億円の資本金であった。これは同じである。初めが多かった。いづれにいたしましても、政府関係機関の資本金の推移を三十年と比較いたしました。おくれゐるのは国民金融公庫と中小企業金融公庫であるといふことは間違いない。いいですか。だから、今日までの政府の姿勢といふものは産業基盤に対するところの融資、金融は至れり尽くせりである。しかし、国民あるいは中小企業といふところについては全くほりつぱなしである。資本金の比較から見ても端のあたりにあるじゃありませんか。政府出資の増額が必要である。すみやかに必要である。佐藤総理大臣も、今度は生活基盤に重点をかける、こういうことを本会議で述べた。ことはどうですか。大蔵大臣がいらないのは残念だけれども、銀行局長と政務次官、この問題についてひとつ――委員長、それでですね、はつきりした答弁を……。

○近藤政府委員　ただいま御指摘のとおり、各金融公庫別に出資の額の変遷、非常にふえておりますもの、あるいはほとんど変わっておりませんもの、いろいろございします。そしてそれらは、そのときどきの情勢に応じて考慮されてまいりました。思いますが、ただいまはまさに転換点に入つてきているといふことは御指摘のとおりであらうかと思ひます。そういう角度から、今後出資の額を考へますような場合におきまして、たとえば輸出、産業基盤、そういうものから次第に国民福祉といふような方向に転換をしてまいりたいといふことは、大きな方向として当然のことであらうかと存じます。そういう点を踏まえまして、今後とも関係者との間で折衝を進めてまいりたいといふふうに考えております。

○田中(六)政府委員　ただいま銀行局長が申し上げましたように、国際的にも平価調整といふようなことで大きな均衡を迫られております。国内的にも、三十年から十数年たつておる現状で大きな転換期に來ておりますので、そういう点を十分に配慮して、国民金融公庫につきましてもそういう基盤を十分考へて対処していかなければならない時期に來ていふやうに確信しております。それで、そういうやうな観点からライトを浴びせて再検討する必要があるといふやうに考えております。

○平林委員　主計局のお墨つきをいただきたい。○徳田説明員　先生御指摘の国民公庫の出資金でございますが、これは先生御存じのとおり、出資金の効果といたしましては、貸し付けの原資となるといふことと、もう一つは資金コストを下げて収支面に寄与する、この二つがあるわけでございします。先ほど先生御指摘のとおり、確かに国民金融公庫に対する出資につきましても、昭和二十四年から三十年までの間に二百億が行なわれたわけでございますが、その間におきまして、出資としてでは漸次後者の収支に寄与するといふ点にウェイトが置かれてきたわけでございします。確かに三十二年以降は出資は全然ないわけでございますけれども、ただ昭和四十一年に至りまして、当初予算におきましては収支がバランスしないといふやうな状態になりましたので、その間四十一年から四

十五年までの間におきまして、この収支をバランスさせるために十二億二千九百万円の補給金が出たわけでございます。これは一応数字的に換算いたしますと、出資に換算して大体百五十億円ぐらゐに上るわけでございしますが、そういう措置も別面に行なわれていたわけでございします。

○平林委員　まあ銀行局長も政務次官もおおむねかなりの答弁をなさいました。これは私は、ことの予算をあれするときにも政府の姿勢がこれではつきりすると思ふんですね。国民金融公庫、中小企業金融公庫に対する出資をふやしていくその度合いがどうであるかによつて、文字どおり政策転換の時期において国民生活優先の道を選ぶか、従来どおり身動きがつかず、私が言ったようにブレーキもハンドルもきかない佐藤内閣に終わるか。この間藤原弘達さんが、あれは間違いない、もう古くてさびて使ひものにならない内閣だ、こう言つたけれども、ほんとうに使ひものになるかならないか。これは私は中小企業金融公庫や国民金融公庫の出資をふやすという積極的な姿勢でバロメーターが一部うかがえる。それによつて金利の問題もあるいは資金量の増加、運用が国民生活の面にどう振り向けられるかといふ一つの証拠に私はなると思ふので、政務次官もどうかひとつせつかくこの面についての御努力をお願いしたい。

○平林委員　ただいま御指摘の点、まことにどうもともございまして、われわれも毎年店舗の増設を要求いたしておるわけでございします。遺憾ながらここ数年、人員の問題もございまして店舗

のだけれども、公庫の支店の少ないことは非常に問題ですね。ある金融機関が調査をいたしました。これは公庫のほうがおそらくお願いしたんじゃないかと思ふのですけれども、国民金融公庫があることを知っていますかといふことに對して、よく知っているが答えたのが二〇％、ほとんど知らないといふのが四〇％です。私は、公庫の広報といふものも必要だと思ひますけれども、その調査を見ますと、一番知る機会を得たといふのは広報や何かじゃないですね。代理店へ行つて、いろいろのがありますよといつて教えられて行つたのが一番ウェイトが高いですね。また今度は利用者の方になつてみると、傾向的にはできるだけ金融機関に近いほうがよろしい。いろいろなサービスを受けられるし、交通上の問題もあつて近いほうがよろしいといふやうなことから考えると、国民的な金融を担当するところの公庫の支店があまりにも少な過ぎるんじゃないだろうか。こういう点では、いわゆる浸透度を調べてみたのですが、神奈川県が一番浸透度が悪い。都会の周辺が一番悪い。千葉、埼玉、埼玉が一番悪い。いなかへ行きますと商工会なんているのがありまして、いろいろめんどろを見てくれるですね。だけれども都会周辺は非常に浸透度低いんですね。

○澤田説明員　ただいま御指摘の点、まことにどうもともございまして、われわれも毎年店舗の増設を要求いたしておるわけでございします。遺憾ながらここ数年、人員の問題もございまして店舗

の増設が停滯いたしました。四十五年度に初めて武蔵野支店というのが一カ店認められました。それで四十六年度は増設はございません。四十七年度は二カ店、具体的に申しますと埼玉県第三支店、神奈川県第四支店、この二カ店を要求いたしておりますわけでございます。先ほどお話しございましたように、地方の県等におきましてはおおよそ充足しているかという感じをいたしておりますが、大都市及びその周辺の過密地帯につきましては私どももその手薄さを感じておりますので、ただいま申しましたような例でもおわかりのように、大都市周辺に毎年増設をお願いいたしているような次第でございます。

○平林委員 銀行局長いかがですか。

○近藤政府委員 今後の予算折衝の過程におきまして、総裁とも十分話し合いをいたし、また関係者とも相談しながら態度をきめてまいりたいと考えております。

○平林委員 きょうはお許しをいただいて実は一般的な質問を続けてまいりましたけれども、最後に一つ。これは大蔵省に關係するのですが、きょうは大臣がちょっといないものだからやりにくいのでありますけれども、公団住宅の家賃を上げるという問題ですね。これは大蔵省が先がけて公団住宅の家賃を上げるというやり方を打ち出しておる。大蔵省というのはこういう数字のことはいろいろ明らかなしれないけれども、政治的センスは全くゼロである。特に今日、佐藤内閣の一番のウィークポイントはどこにあるかといったら住宅政策ですよ。もちろん物価もありませんし、いろいろありますが、その中でも住宅という問題については重大な国民関心を持っておる。その中で大蔵省が公団住宅の引き上げを率先してやるという感覚というのはどこから出てきているのでしょうか、ひとつ承りたいと思います。

○吉瀬政府委員 いま先生の御指摘のとおり、住宅の居住者にとりましては家賃というのは非常に切実な問題でございます。私もこれに対しては慎重に対処しなければいけないと考えているわけ

でございます。ただ去年の六月に建設省の住宅地審議会で、古い住宅入居者と最近の住宅入居者との間の家賃のアンバランスがあまりにも大き過ぎる、こういう御指摘がございまして、その不均衡は是正につとむべきであるというような答申が行なわれたわけでございます。これにつきましては私どもいろいろ検討いたしましたところ、たとえば昭和三十一年の入居者が、これはいわゆる給与所得に對する家賃負担率でございますが、これが四〇程度でございます。最近の昭和四十五年ごろでございますと一五〇程度、相当なアンバランスがございまして、一ぺんにこれは修正できませんが、これを相当上げてそれでアンバランスを是正していこう、こういうような感じで打ち出しているわけでございます。私も出っぱなしの計算でいきますと相当な額になります、それを数分の一に圧縮いたしまして頭打ち三千円というところで考えているわけでございます。

○平林委員 大体団地における家賃というのは、そのときにかかった地代、土地の購入費あるいは建築費というのを相当長い期間償却をするという一つの計算の基礎に立ってきめてきたわけでしょう。いまはだいぶ新しい住宅ができてまいりましたから古くなってきておりますけれども、その当時はそれなりの一つの計算基礎に立って家賃がきめられたのでしょう。バランスの問題を言うなら、なるべく低いほうにバランスをとるのがほんとうですよ。高いほうにバランスをとるなんていう考え方は、私はちょっと政治的感覚が欠けていると思うのです。いわんやあなた、政府がこれから住宅政策に力を入れなければならぬというときに、全くマイナス、しかもわれわれの信頼する大蔵省から出てくるところに私は問題があると思うんだ。こんなものは、今日まで政府自身として住宅政策がなかったという点を反省すべきだし、それから自力の建築だけにたよっていたいままでの住宅政策というものを妨ぎさんげしなければいけません。一番問題なのは土地の値上がりから、土地の値上がりについてどうするかということ

血道をあげるならいいけれども、価格は正なんていつて高いほうに上り上げるなんという、一番困っている大衆にしりを持っていく考え方をやりにするというのはいかげんか。大蔵省というのは大体計算の基礎に立っているのですから、私は、むしろそういう考え方はこの際撤回して、あまり火の手が大きくなりぬうちに大蔵省はいさぎよくこの案を撤回すべきである、こう思うのであります。信頼すべき大蔵省にこういうことがまかり通るなんということは避けるべきでしょう。これはあなたが最高の責任者でないかもしませんが、どうなんですか。ひとつ慎重の上にも慎重というふうに、まだこれは発想はないというふうに理解してよろしくございませう。

○吉瀬政府委員 公団家賃の改定につきましては御指摘のとおり建築費、この償却額が相当大きいわけでございます。公団は七十年という長期の償却で計算してありますが、最近非常に問題になってまいりましたのは、たとえば窓のサッシとか、あるいは排水・給水管とか、外側のフェンスとか、いろいろの意味の修繕の不足が出てきているわけでございます。修繕費の不足が現在の計算で六十億圓。こういうような相当な不足が出てまいりまして、たとえば今年度家賃は正で増収になりました分をこの修繕費の是正にまず充てまして、実質的に古い住宅の居住者に対してそれだけのサビをいたそう、こういう感じでございます。

○平林委員 伝えられている発想につきまして、それはまあ、よいことではございますが、現在公団賃貸住宅を三十五万戸持つております。ことしは賃貸住宅は、補正追加を含めまして六万戸建設しております。来年度も私も公共事業の予算の編成にあたりましては生活環境に重点を置いて編成いたしていきたい、こう思っているわけでございます。

は、これは慎重にやるというのでありますから、撤回せよと要求するのは、ある場合に撤回せよというのであるから、ちょっと問題はあるかと思いますが、私は六十億か七十億圓のお金を捻出するために一体一般の物価のはね返りだとか一般家賃のはね返りだとかいうことを考えないということとは、これはもう論外です。こんなことを認めるということになったらわが国に政治はないといわれてしまいます。私はそういうことを考えまして、この問題につきましては慎重の上にも慎重だ、そういう発想が伝えられるとすれば、その発想まで消すような努力をして、別なところにウエートをかけないよ。六十億や七十億圓の予算財源のためにやるなんというところは、そういうことはもうないんだというくらいのことをはっきりさせるべきです。政務次官、これははっきりさせてもらいたいと思います。

○田中(八)政府委員 平林委員御指摘のとおり、事務当局といたしましては財源がない關係上いろいろなものを洗いざらいする仕事はするわけでございます。しかし、そこに政治というものがある、タッチする限りこれは十分検討すべき余地があるというふうに考えております。

○齋藤委員長 関連して堀島雄君。

○堀島委員 国民金融公庫の総裁にお伺いをいたしますが、吉瀬さんもちょっとそこにおつてくださいますか。あなたは直接ではないですけども、最近の資金の貸し出しの量は、昨年の六月とことしの六月を見ると、約一九％くらいふえておりますね。そこで、貸し出し金額もさることながら、おそろく件数としても相当に伸びておるのではないかと思います。最近の件数の伸びぐあい、この一、二年の経過を伺いたしたいのです。

○澤田説明員 お答えを申し上げます。何せ御承知のように、公庫の貸し出し対象は非常に零細でございますので膨大な件数が動いておるわけでございます。年度を追って申し上げますと、四十四年度で申しますと、申し込みの件数が五十六万六千件、これに對しまして貸し出しをい

たしました件数が四十九万件、四十五年度で申しますと、申し込みの件数が五十九万八千件。これはもちろん普通貸し付けでございます。そのほかにもあるわけでございます。それで貸し出しの件数が五十一万三千件。こういうふうに申し込み、貸し出しが動いているわけでございます。

一方、返済が年々ござります……。

○堀委員 そのくらいいいです。

そこで、人員はどのくらい増加しておりますか。

○澤田説明員 公庫の人員は、役員は十人でござりますからどちらにしても問題ございせんが、定員の推移で申しますと、四十四年が四千三百五人でござります。四十五年も四千三百五人でござります。四十二年が四千三百三十五人で、これがピークでありまして、四十三年が四千三百二十七人、四十四年、四十五年とただいま申し上げたように若干減少をいたしております。

○堀委員 これは、主計局はおそらく平井さんの担当だろうと思うのですが、ちょっと私どもの関連で何うものだから、吉瀬さんの直接の担当でないかも知れませんが、お聞きをいただいて主計局として配慮してもらいたいです。

ちょっと行政管理局入っていただいたのですけれども、たしか行政管理局では、現在一般公務員の行政職の人員の削減といいますが、これはルールによって行なわれておりますか。これは四十二年にこれは四千三百三十五人であった。これが減っておりますが、一体行政管理局のいまの方針は一般職についてはどうなっておりますか。

○古谷説明員 お答え申し上げます。

四十三年より定員削減をやっております第二次といたしまして、ことしの八月十日定員に対するトータルで五名の定員削減をいたしております。これは先ほど申すに御承知のとおり、行政管理局としては行政機関の定員のことだけであるので、特殊法人については当局としては関係はない、こういうこととござります。

○堀委員 いま行政管理局は行政職の一般職員に

ついてそういうことをやっております。ところがどうも私がひょっと聞いたところでは、大蔵省はこれを援用しているかなんかして、さっきの四十二年がピークになって、それから人員を削減しつつあるように思われます。業務量はどんどんふえ、特に小口の貸し付けがふえて国民金融公庫のようなところで、人員を削減するというのはこれは一体どういう発想に基づくのでしょうか。直接担当でない方に伺って悪いけれども、もしお答えがいただければお答えいただきたいし、お答えをいただくのがむずかしいようなら、では政務次官に申し上げておきたいのですが、おかしな話だと思われませんか。大体現業庁である、特に国民金融公庫、私は、中小企業金融公庫もおそらくそういうことがあるのじゃないだろうかという気がするのですが、中小公庫のほうは調べておりませんかけれども、いま国民公庫のほうは、何えとともかく業務量がどんどんふえてきておるにもかかわらず、人間は四千三百三十五人が四千三百五人と三十人削減されてそのまゝになっておるということとは、これはどう考えても国民に対するサービスの低下あるいは公庫職員の労働過重、いづれにしても望ましくないことだと思つております。ですからひとつそれについて……。

○田中(六)政府委員 これは私は都市銀行の連中から聞いているのですが、この四、五年ずっとオンラインシステムでコンピュータ化していますので、かなり人員が整理できるのだというのを聞いておりますが、業務量の増にむしる人員が多少減つておるの、そういうことが、特にこの年次を見ておると、四十二年までそうであつて、その後どうだということから見ましてもさういふ点があるのじゃないかというふうに考えてもおります。

○堀委員 これはひとつ総裁、都市銀行の場合にコンピュータを使つて非常に効果があつていのは預金業務のほうであつて、貸し出し業務をコンピュータでやるというわけにはいかない。やはり個々に案件を調査をしてやらなければいけ

ない。国民金融公庫というところは預金がないわけですから、預金業務というのはいないわけだから、要するに貸し出し業務が主たるものだと思ひます。貸し出し業務とその返済に關する事務ですから、いま政務次官はちよつと実情を御存じないからあれなんです、国民金融公庫の立場としてこの人員問題をどう考えておられるか、ひとつ率直にお答えをいただきたいと思ひます。

○澤田説明員 一般的な人員の節約という政府の御方針にわれわれも極力おこたえするようになつておりました。事務の機械化、合理化あるいは事務の進め方等につきましましては最大限の努力は払つておる次第でござります。会計機、出納管理機の採用でござりますとか、恩給担保貸し出しの用に非常に定型化されておる貸し出しの管理、回収といううな面につきましてはこれはオンラインに乗せまして、これで若干の人員の節約ができております。そういうことでいままで人員がふえない、むしろ減りがちだという事態には極力対処いたしてまいつたわけでござります。将来の問題も考えまして、実は普通貸し付けにつきまして、これをできるだけお客さんに御不便をかける限度において定型化して機械に乗せようという実は画期的な計画をただいま三年計画で進めております。これにつきましては大蔵省でも御理解をいたしまして予算をつけていたございました。

○堀委員 公庫も政府関係金融機関ですからやはり

こういふことをして対処いたしませんと、現在公庫本来の貸し出しで百六十万、それから環衛公庫の代理貸し出しがござります。それを含めると百八十数万の貸し出し残高になっておりますが、こういうものの管理、回収というのが実は不可能になつてくるおそれがあるわけでありまして、そういう意味で、極力合理化、機械化によつて対処いたしてまいりたいと思ひます。人員の点につきましてもあまり無理をいたしませんと決してプラスにはならないという感じを私率直に申し上げて持つておるわけでござります。その感じだけを申し上げてお答えをいたします。

○堀委員 公庫も政府関係金融機関ですからやはり

り来年度予算を出しておられるでしょうが、人員増加は要求しておられますか。

○澤田説明員 人員は二百六十名の増加を要求いたしておる次第でござります。これはただいま御指摘の件数の増加その他どうしても人員の増加を必要とするかと私も計算をいたしました人数でござります。

○堀委員 政務次官、いまお聞きのとおりです。それは二百六十名が相当かどうかは別として、やはりこれは国民に対するサービスですから、ある一定の量以上に削減をさせればサービスの低下が起くるのは当然でありますから、私は、一般的行政職の問題はさておき、こういう現場で業務量がどんどんふえるところでは、やはりその業務量の内容に応じて適当な人員を配置することが、さつきの平林委員の資金量を増加して国民生活に瑕疵のないようにしろという要請、私ももつともだと思つておりますが、しかしそれを瑕疵なく運営するためには、人間の適当な増加を含めてやらない限り、これは私は円滑な処理はできない、こう考えますので、これはぜひひとつ、いまの二百六十名の増員について、それを全員認めるのが適当かどうかをまた検討されることはかまいませんけれども、しかしこれをかなり大幅に、かつて多かつたものを最近減らしたという経緯等もあるわけでありまして、それらを含めて勘案をして、必要な人員配置について大蔵省としてここで約束をいたしたいと思ひます。

○田中(六)政府委員 来年度の増員計画二百六十名を削るという問題ですが、やはり中心になるものは国民金融公庫総裁の考えを中心にしていくことがベターでしょうから、私もその意向を十分尊重して、人員増加についても考えていきたいというふうに思ひます。

○平林委員 どうもさうはありますがどうござります。

総裁、ただいまの点についても私はやはりバランスというのがあると思つております。ですから貸し出しの容量というのが一般の市中銀行その他と

一体どうなっておるかという上においても、私はやはり比較の上でもっと増員してしかるべきものだと思つてゐるのです。これはそういう点での資料も十分御検討いただきたいと思ひます。同時に、私の聞いておるところでは、公庫職員の中で健康を害する者が四〇%にもなつてゐるという話もあるわけです。これは程度の差はいろいろありますし、それがどういふ実態であるかということをおはつまびらかではございませんけれども、そういう訴えもある段階でございますから、公庫總裁もきより私が申し上げた資金量の問題だとか支店だとかいう点は遠慮なくどんどんやるべきですよ。国民金融公庫という国民を基盤にしてこれから最もたよられる重要な金融機関になつてくるわけですから、あなたががんばってくださいよ。私たち応援しますよ。だからひとつ遠慮なくおやりなさいよ。同時に、ただいまのような問題についても十分配慮をすべきだということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○齋藤委員長 次回は、来たる二十一日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会